

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

古賀市川辺で遊べる環境づくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

福岡県、古賀市

3 地域再生計画の区域

古賀市の区域の一部（庄南、今在家、新原、町川原、谷山 地区）

4 地域再生計画の目標

福岡県では、県の総合計画である「ふくおか新世紀計画」の実施計画において、6つの施策の柱のひとつとして『快適で潤いある循環型社会づくり』を掲げ、環境と調和した水循環に配慮し、限りある水を有効に活用するため、水資源の安定的確保と効率的利用、利用目的に応じた水質の保全及び健全な水循環を目指しています。

しかしながら、近年、急激な産業・経済の発展や都市化による生活様式の変化などにより、特に生活排水に起因する河川・海域などの公共用水域の水質汚濁が広く進んでいます。そのため、生活環境の改善や公共用水域の水質保全の役割を担う污水处理施設の整備に対する県民のニーズは、大都市をはじめ中小都市、農山漁村を含めた県全域において、ますます高まっています。

これに対応するため、福岡県は、県内市町村と連携して、各種污水处理施設の有する機能を検討し、地域の特性をふまえた調整を行い、全県域の污水处理施設の整備についての将来像として、「福岡県污水处理構想」を策定し、計画的、かつ、効率的な污水处理施設の整備を図っています。

福岡県の福岡市と北九州市の間に位置する古賀市は、人口 56,038 人（平成 17 年 3 月 31 日現在 住民基本台帳による。）面積 42.11 平方キロメートルで、市の北側に大根川、中央に谷山川、南側に青柳川が流れています。周囲を見渡すと大都市福岡市に近接しており、更に九州自動車道の古賀 IC や主要国道が南北に延びる等の恵まれた立地条件を活かして、県下有数の工業力を持った町として発展し続けてきました。その結果、平成 9 年には市制施行し、古賀町から古賀市へと発展、人口も増加傾向にあり、地域は確実に活性化しています。

他方、発展に伴って市内の環境が悪化し、特に人口増加や工業の活性化による生活・産業排水の処理能力の向上による環境改善等が課題となっています。先に挙げた市内の 3 つの河川においても、数十年前までは子どもが川遊びや小魚取りをして親しまれ

ていましたが、ここ数年人口増加や生活様式の変化、それらに加えて工場立地や宅地開発等の要因により、未処理の生活雑排水が河川に流入し、河川の水質が悪化の一途をたどり、今では子供が川に親しむことが出来ない程に汚濁が進み、ホタル・メダカ・アメンボ・フナ・ビナ等の水辺生物の生息が危ぶまれています。

このような状況から、生活排水を処理するために、昭和41年から市の中心部で公共下水道事業を、平成3年から合併処理浄化槽設置整備事業を、平成12年から中心部周辺の農業地域で農業集落排水事業を進め、河川の水質汚濁改善解消に向け事業を展開してきましたが、依然として改善には至っていない状況です。

こうした状況に鑑み、古賀市では平成13年に「第3次古賀市総合振興計画」(「新・まちづくり計画」)を策定し、その基本構想として、1元気な人づくり、2快適な環境づくり、3多様な交流拠点づくり、の3構想を掲げ、特に「2快適な環境づくり」において「下水道整備による水質浄化」を第1重点プロジェクトに掲げています。

さらにこの基本構想を実現するための基本計画では、衛生的で文化的な生活環境を形成し、水質を保全するため、公共下水道を計画的に整備するとともに農業集落排水事業と合併浄化槽とを組み合わせた総合的な排水処理体系の構築を目指しています。

このため汚水処理施設を一体的に整備することに加えて、農薬や化学肥料を低減した農業に取り組む農業者(エコファーマー)の認定促進や農業用水路・井堰等の改修等による流水の改善、市民による河川清掃運動の促進を図り、谷山川の清流を再生し昔のように子供が遊べる美しい川づくりをします。

また児童と地域住民が共同して実施しているホタル飼育や水辺公園の実態調査、河川の清掃活動の支援等による地域コミュニティの活性化やグリーンパーク内施設の活用等により市民が水辺とふれあう場を提供し、潤いある水環境に対する関心を引き起こします。こうした取り組みにより、ホタル・メダカ・アメンボ・フナ・ビナ等が帰ってくる川を取り戻し、児童等の環境教育・学習の場として活用するとともに、美しい水の流れる農村景観を維持し、緑とのふれあいの場の創造を図ることにより、住環境と産業のバランスのとれた快適な町づくりを目指します。

(目標1) 汚水処理施設の整備促進(汚水処理人口普及率を85.0%から91.1%に向上)

(目標2) 児童や学生による環境教育・学習の場の確保

(環境学習参加者 児童5,000人 一般750人)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

福岡県は、当該汚水処理施設交付金事業と「福岡県汚水処理構想」との整合性を図りながら、福岡県浄化槽整備事業補助金等を交付して、同構想の推進を図ります。

同構想で位置づけられた古賀市中央部に位置する庄・今在家・新原で公共下水道を、町川原・谷山地区で農業集落排水施設を一体的に整備することにより、衛生的な住環

境を整備します。

なお、下水道事業については下水道法第4条に基づき平成14年5月31日に福岡県知事より事業認可を受けています。農業集落排水については、平成17年4月27日に農業集落排水資源循環統合補助事業の採択通知を受けています。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

[事業主体]

福岡県古賀市

[施設の種類]

- ・ 公共下水道 古賀市 庄南・今在家・新原 地区
- ・ 農業集落排水施設 古賀市 町川原・谷山 地区

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成17年度～21年度
- ・ 農業集落排水施設 平成17年度～21年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 150～250 L=10,628m
- ・ 農業集落排水施設 150～300 L=17,650m
処理場 1カ所

[事業費]

- ・ 公共下水道 1,104,100千円
(うち、単 独 725,100千円)
(うち、交付金 189,500千円)
- ・ 農業集落排水施設 2,111,000千円
(うち、単 独 91,000千円)
(うち、交付金 1,010,000千円)

5-3 その他の事業

(1) エコファーマー支援事業

平成17～21年度において、持続性の高い農業生産方式の導入に取り組むエコファーマーの福岡県知事認定制度や福岡県減農薬・減化学肥料栽培認証制度を農業者に広報するとともに、申請に際して相談・助言等を行います。

(2) 農業用水路・井堰の改修等事業

平成17～21年度において、可能な限り水辺生物が生息しやすい環境を維持しつつ、小規模で複雑化した用水水系の一元化による流水の改善、水利用の効率化や水質の改善を図るため、農業用水路や井堰の新設及び改修を行います。

(3) 市民による河川清掃運動支援事業

平成17～21年度において、流水の改善や親水空間の創出を目的として、市民

参加による河川等清掃活動支援及び市による河川巡視を行います。

(4) グリーンパーク内の水辺環境維持事業

平成 17～21 年度において、グリーンパーク内の清掃を実施し、市民が水辺環境とふれあう空間を維持します。

(5) 環境教育・学習の教材作成事業

平成 17 年度において、環境教育の手引書、環境学習の副読本などの教材の整備及び配布を行います。

(6) 児童と地域住民による環境学習支援事業

市民が地域の自然環境等を再発見し、市民及び児童が環境への関心を高められるような身近な環境資源を活用した環境学習を実施するとともに、地域住民と児童が協力して学習することでコミュニティの活性化を目指します。

(7) 住民に対する県啓発事業

・資源循環型社会形成に向けた啓発活動推進事業

資源循環型社会形成に向け、ゴミの減量化・再利用・リサイクル等を推進するための啓発・普及事業を行います。

・出前講座

「水質保全と生活排水対策」、「かわの役割」、「下水道の役割と仕組みについて」などをテーマに県職員が直に住民に対して説明を行います。

6 計画期間

平成 17 年度～21 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、古賀市が計画終了後に実績を精査して状況を公表します。なお整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われているかについて、「古賀市環境基本条例」(平成 16 年条例第 17 号)に基づき市に設置している「古賀市環境審議会」において評価・検討を行います。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし